

りょうCafé Zoom (千葉県政報告会)

10月11日(金)
19時~21時
Zoom(オンライン)

【第1部:広報(19時~20時)】
石川りょうから千葉県政の情報や千葉県議会の動きなどについてご報告します。
【第2部:広聴(20時~21時)】
参加者の皆さまから、千葉県政と船橋市政に関するご質問やご意見、ご要望などをうかがいます。

参加費無料。途中入退室いつでも可能。
参加をご希望の方は、右の二次元コードからお申込み。または、下に記載の連絡先やSNSなどからご連絡ください。



りょうCafé 芝山団地商店街(個別相談)

毎週水曜日の午前10時から正午まで、石川りょうが芝山団地商店街のフリースペースにいます。千葉県政や船橋市政に関するご質問やご要望等をお聞かせください。事前にご予約いただいた方を優先いたします。公務等で実施できない場合があるため、石川りょうのSNSなどをご確認ください。



プロフィール

- 1980年(昭和55年)11月15日生まれ
- 芝山中学校、八千代高校、立教大学法学部卒業
- JICA青年海外協力隊・村落開発普及員(ケニア)
- 国連プロジェクトサービス機関(UNOPS)
- 英国国立マンチェスター大学大学院修了
- 開発コンサルタント会社アイ・シー・ネット(株)
- 外務省在スーダン大使館、在南スーダン政府連絡事務所(現大使館)二等書記官
- 早稲田大学公共経営大学院修了
- 船橋市議会議員(2期)



熊谷俊人千葉県知事と千葉新政策議員団のメンバー

【資格など】
TOEFL(CBT)257点(TOEIC915点相当)、仏語検定3級、プロジェクトマネジメントスペシャリスト(PMS)、政策学校「一新塾」32期生、ビール検定2級、ふなばし市民大学校平成26年度ボランティア学科

連絡先など

石川りょう公式サイト
<https://ishikawaryo.net>



エックス



LINE



アメブロ



ご意見やご質問、ご要望を何でもお寄せください!

発行者:石川亮
事務所:船橋市芝山2-2-1-208
携帯電話:080-6575-4711
メール:info@ishikawaryo.net

千葉県議会議員(船橋市選挙区)

石川りょう通信

政党無所属 【Vol.7】



千葉県議会令和6年6月定例会のご報告

県議会開会日の知事による冒頭あいさつは職員の懲戒処分に対する陳謝から始まりました。今年の1月と2月に千葉県発注の道路工事で便宜を図った見返りに建設会社から賄賂を受け取ったとして収賄の罪に問われた県土整備部の職員2名に有罪判決が言い渡されたことにより、懲戒免職という厳正な処分が行われました。公正な職務の執行に対する県民の信頼を裏切ったことは言語道断です。この事件を受けて、外部有識者による再発防止策の検討を行う会議体が発足されましたが、県議会の立場からも、同様の事件を二度と起こさないよう、行政監視機能をしっかりと果たしてまいります。そのうえで、6月定例会では、補正予算案や条例案など16の議案が審議されました。以下に主なものをご紹介します。

【補正予算】能登半島地震を踏まえた防災対策(3億円)

能登半島地震を踏まえ、半島という共通する地理的特性を有する本県において防災対策を強化します。

■ 孤立集落対策緊急支援補助金

能登半島地震において、道路の寸断などで孤立した集落が多く発生し、救助や物資供給などの公助が行き届かない事態が生じたことから、市町村が実施する孤立集落対策にかかる取組(例:自主避難所等の整備や備蓄品の整備など)に対し、補助率2分の1、1集落あたり100万円までの支援をします。船橋市内においても、液状化や土砂崩れ、津波などにより孤立する可能性のある集落を調査する必要があります。

■ 緊急輸送道路における法面緊急点検

道路の寸断などによる孤立集落の発生を防ぐため、本県南部を中心に、県が管理する緊急輸送道路90箇所において道路法面の緊急点検を実施し、法面崩落等の防止に必要な工事を進めます。



道路法面崩落



液状化による陥没

千葉県特定金属類等取扱業の規制に関する条例の制定

金属類の盗難被害が多発している状況を踏まえ、再生資源となる電線、グレーチング、マンホールの蓋などの特定金属類が不正に取得され、流通することを抑制するため、特定金属類取扱業について規制を定めるとともに、違反した場合の罰則等を規定する条例を制定します。



太陽光発電
銅線ケーブル



道路のグレーチング

【主な規定内容】

- 特定金属取扱業を営もうとする者は(すでに営んでいる者も)、公安委員会の許可を受けることを義務付けます。
- 特定金属類を売買する際、氏名や住所などを確認することを義務付けます。
- 違反した場合は営業許可の取り消し、懲役や罰金などの罰則を科します。

【施行期日】 令和7年1月1日